

【 教育委員会 】

件 名	いじめ対策専門指導員について
<p>申立概要 【受理 27.6.16、 27.7.15】</p>	<p>平成25年度にA市立B中学校（以下「学校」という。）に配置された「いじめ対策専門指導員」（以下「指導員」という。）について、次のとおり疑問があるので調査願いたい。</p> <p>(1) 指導員からカウンセリングを受けることについて、学校側は被害者生徒及び保護者の了解を得ていない。</p> <p>(2) 被害者生徒は、指導員と1回も会話していないのに、指導員には給与が支払われている。また、指導員は、平成25年12月末に、自分からやめると言って離脱したにも関わらず、1月～3月の給与が支払われており、A市教育委員会（以下「市教委」という。）は京都府教育委員会（以下「府教委」という。）に給与相当分を返還すべきである。</p> <p>(3) 被害者生徒は、スクールカウンセラーとも1回も会話していない。</p> <p>など、全9項目。</p>
<p>確認事項</p>	<p>本件指導員の配置については、府教委が平成25年度に「いじめ対策指導員配置事業」として実施したもので、市教委からの要望を受けて、平成25年9月20日から平成26年3月19日までの間、学校に配置された。</p> <p>(1) カウンセリング実施の了解について カウンセリングは、指導員の配置要望段階での計画であり、指導員の配置後に被害生徒の状況を踏まえて実施するものであるため、事前了解は取られていないが、指導員の配置については、事前に保護者に説明済みであった。</p> <p>(2) 指導員の業務及び給与の支払いについて 指導員は、被害生徒に必要な支援を検討したが、被害生徒が指導員との面談を希望しなかったため、被害生徒への直接的な対応ではなく、教職員への指導、助言に従事することとなった。</p> <p>また、指導員は、被害生徒の保護者への対応は継続していたが、平成25年12月上旬に保護者との著しい意見の相違が表面化したため、学校側とも協議の上、これ以上の対応は困難と判断し、保護者への直接的な対応は実施されなくなった。</p> <p>その後、指導員は、学校全体のいじめ防止対策の取組を推進する立場として、被害生徒への間接的な対応に加えて、特に「サポート教室」で、学習障害等を抱えいじめの対象となりやすい生徒の相談に関わり、平成26年3月19日まで指導員として勤務している。</p> <p>以上のとおり、被害生徒や保護者等の状況に応じ、指導員の業務内容を、被害生徒及び保護者への直接的な対応・指導から、教職員への指導助言など、組織的な対応に向けた支援</p>

へと変更しているが、いずれも本事業の趣旨に即したものであり、指導員の配置及び活用は適切に運用されていたものと府教委としては判断している。

(3) スクールカウンセラーとの面談について

被害生徒から申込みがなかったため、面談は実施されていないが、スクールカウンセラーは、被害生徒への指導方法などについて、専門的見地から助言をし、教員等の指導に当たっていた。

結 果
(意見・要望)
【通知.27.9.4】

指導員の配置にあたっては、配置期間中の業務管理は学校で行われるものの、今回の事案のように、状況に応じて活用計画の変更も想定されるため、事業主体である府教委としても、計画に変更があった場合は、市教委から速やかに協議をさせるなどの工夫が必要であったものと認められる。

監査委員から所管部局（京都府教育委員会）に対して、今回の申立てを踏まえ、今後同様の事業を実施する場合には、必要に応じて、市町（組合）教育委員会から適切に協議が行われるようにするなど、円滑に事業が運用されるよう要望。